

# 水道

## 水道メーターの一斉交換を行います

水道メーター（量水器）は「計量法」により、その有効期間が8年と定められているため、市では有効期間の満了前に、新しい水道メーターに交換します。

交換対象 平成19年に製造されたメーター（一部平成20年製含む）  
交換期間 7月中旬～11月上旬

メーター交換に当たって

- ・6月1日現在で、対象のメーター（閉栓中も含む）を設置中の方には、事前にはがきでお知らせします。
- ・メーターの交換費用は市が負担しますので、お客様への費用請求はありません。ただし、メーター交換と併せてメーターボックスの修繕などの別工事を依頼された場合は、お客様の負担となります。
- ・メーター交換は市が委託した水道工業者が行いますので、交換作業時の敷地への立ち入りについて、あらかじめご了承ください。なお、ご不在の場合でも交換

作業をさせていただきます。

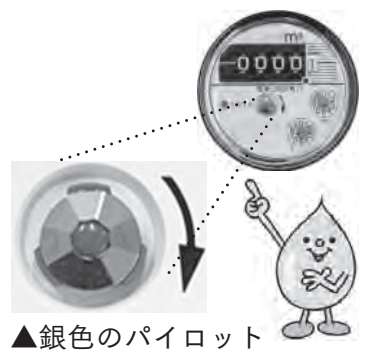
交換時は一時断水となりますので、都合が悪い場合は日時などを水道工業者と打ち合わせてください。

- ・交換工事後、メーター付近から漏水などを発見した場合は、上下水道課へご連絡ください。
- ・メーターボックスの上に物を置いたり、駐車しないよう、ご協力をお願いします。

### 漏水の早期発見のために

敷地内にある水道管は原則として、お客様に管理していただくことになっていきます。水道メーターより宅地側で漏水している場合、水道メーターで確認することができま

- ① 宅内の蛇口などを全て閉めてください。
- ② 量水器のふたを開け、水道メーターをご覧ください。
- ③ 銀色のパイロットをご確認いただき、パイロットが回っていれば、漏水している可能性があります。



▲銀色のパイロット

漏水している場合は、市指定工事店へ修理を依頼してください。その際の修理費用はお客様の負担となります。（「くらしの便利帳」および市公式ホームページに指定工事店一覧表を掲載しております）

なお、土の中など、目に見えない場所での漏水に対しては、料金の軽減措置がありますが、水道料金は原則として「漏水した料金の半分はお客様負担」となります。（下水道使用料などは例外あり）※漏水箇所がボイラー、温水器、給湯設備などの場合、市指定工事店または器具を取り付けた業者へご連絡ください。（原則として、料金の軽減対象になりません）

問い合わせ先  
上下水道課 水道係・営業係  
☎(22) 2111 (内線 282・284)

# 税金

## 国民健康保険税のお知らせ 課税限度額の引き上げ・軽減判定所得の算出方法変更

平成27年度税制改正により、国民健康保険税の課税限度額が引き上げとなりました。併せて低所得者の軽減措置を拡充するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の所得基準が改正されました。改正内容は次のとおりです。

### ▼課税限度額の変更について

課税区分	変更前	変更後
医療保険分	51万円	52万円
後期高齢者支援分	16万円	17万円
介護保険分	14万円	16万円

### ▼均等割額および平等割額の軽減対象基準額の変更について

軽減区分	変更前	変更後
5割	(24.5万円×被保険者数 + 33万円) 以下の所得の世帯	(26万円×被保険者数 + 33万円) 以下の所得の世帯
2割	(45万円×被保険者数 + 33万円) 以下の所得の世帯	(47万円×被保険者数 + 33万円) 以下の所得の世帯

※軽減判定は前年の所得の状況により行うため、申告がされていないと軽減判定がされません。

問い合わせ先 税務課課税係 ☎(22) 2111 (内線 225)

# 農業

## 新規就農者支援事業

市では、次の新規就農者支援施策を行っています。

### 青年就農給付金（経営開始型）

独立自営の認定新規就農者で、農業経営を開始する方、または既に農業経営を開始している方に、国から給付金が交付されます。  
この給付金は、夫婦で申請することもできます。

○交付金額 年間150万円以内（1人分）  
夫婦の場合 右記の金額の1.5人分  
※2年目以降は前年の所得により給付金額が変動  
○交付期間 最長5年間



### 農業後継者育成支援事業

経営に参画し農業に従事する方に、市から補助金を交付します。

○交付金額 年間60万円  
配偶者の場合 30万円  
○交付期間 最長3年間

### 農業後継者研修支援事業

農業後継者で、就農前または一時離農し、先進農家や農業研究機関などで研修を受ける方に、市から補助金を交付します。

○交付金額 年間48万円  
○交付期間 最長2年間

### 新規参入者営農支援事業

市内で新たに農業を始める方で、農地や機械などの取得やリースをする方に、市から補助金を交付します。

# 害虫

## マイマイガの駆除にご協力をお願いします

マイマイガは約10年周期で大発生し、2〜3年継続する傾向があるため、本年度も市内で大発生する恐れがあります。

ご自宅の庭など個人の土地で発生した場合は、ご自身で適切に処理していただきますようお願いいたします。

マイマイガは7月あたりからサナギになり始めます。そして、7月下旬ごろから羽化し、成虫になります。成虫は、午後7時から10時ごろに活発に照明に飛来し、壁などへ卵を産み付けます。

来年の大量発生を抑えるため、早期の対策をお願いします。

### 【卵（卵塊）の駆除方法】

壁などに産み付けられた卵塊は、壁を傷つけないよう、あまり硬くない先の平らな物（底部を切り取った角型ペットボトルなど）で削り取って駆除します。



▲ペットボトルを利用した卵塊の駆除

### 【成虫の駆除方法】

ほうきなどで落とすとして捕殺し、死骸は可燃ごみとして処分してください。死骸は放置しておくと、別の不快害虫の発生原因となるため、できるだけ早く処分しましょう。



※駆除をする際は、成虫の粉や、卵塊を覆っている鱗毛が舞い上がることがあります。吸い込んだり、目に入らないよう、手袋やゴーグルを着用し、長袖・長ズボンなど肌の露出が少ない服装で行いましょう。

マイマイガを寄せ付けないために、防犯灯などの必要な外灯を除き、できる限り照明

お問い合わせ先  
環境課衛生係  
☎21111（内線245）

市公式ホームページ <http://www.city.nakanonagano.jp/>

お問い合わせ・申請先  
農政課振興係  
☎21111（内線253）